

# 【令和6年度 九十九里町移住支援金 フローチャート】



スタート

転入する直前に、連続して1年上、  
『東京23区に在住』又は『東京圏  
(注)から東京23区に通勤』している  
※在住と通勤の期間は合算可能

YES

転入する直前10年間のうち通算し  
て5年以上、『東京23区に在住』又  
は『東京圏(注)から東京23区に通  
勤』している  
※在住と通勤の期間は合算可能

YES

(注)東京圏とは、東京都、神奈川県、埼玉  
県のうち条件不利地域以外の地域  
※千葉県は対象となりません

本支援金の対象にはなりません

NO

NO

下記①～④のいずれかに該当

①就職（一般）  
千葉県の就職マッ  
チングサイト「千葉県  
地域しごとNAVI」  
に掲載の移住支援金  
対象法人に就職し、  
3ヶ月以上在職して  
いる



千葉県地域しごとNAVI

②就職（専門人材）  
千葉県が実施するプ  
ロフェッショナル人  
材事業又は先導的人  
材マ ッチング事業を  
利用して就職し、  
3ヶ月以上在職して  
いる



千葉県HP

③起業 ※令和6年  
度は受付終了  
九十九里町で起業し  
千葉県地域課題解決  
型起業支援事業補助  
金の交付決定を受け  
てから1年以内であ  
る



千葉県産業振興センター

④テレワーク  
自己の意思により移  
住した場合で、移住  
元での業務を引き続  
き行うこと  
デジタル田園都市国  
家構想交付金を活用  
した取組の中で、所  
属先企業等から資金  
提供されていないこ  
と

YES

NO

九十九里町へ転入後 1年以内である

YES

本支援金の対象となる可能性があります

〔単身：60万円〕〔世帯：100万円〕※子ども加算あり



※このフローチャートは簡易版のため、ご自身が対象になるかならないかなど詳細については、必ずお問い合わせください。

【問合せ先】九十九里町役場 企画政策課 地域政策係（電話0475-70-3176）